

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第8号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 正規の試験 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号。以下「<u>任用規則</u>」という。)第6条の規定による競争試験をいう。</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(昇格)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)</p> <p>第33条の2 県職員給与条例第4条第6項後段又は学校職員給与条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 正規の試験 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条の規定による競争試験をいう。</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(昇格)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)</p> <p>第33条の2 県職員給与条例第4条第6項後段又は学校職員給与条</p>

改正前	改正後
<p>例第6条第6項後段の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。</p> <p>(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第35条 県職員給与条例第4条第7項又は学校職員給与条例第6条第7項の人事委員会規則で定める職員は、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号)別表第1に掲げる支給区分が1種又は2種である職にある職員のうち次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの</p> <p>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの</p> <p>(3) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの</p> <p>(4) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの</p> <p>(5) 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの</p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第36条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第35条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を県職員給与条例第4条第6項又は学校職員給与条例第6条第6項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条及び次条において「昇給区分」という。)に応じて別</p>	<p>例第6条第6項後段の人事委員会規則で定める事由は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)</u>第29条の規定による懲戒処分(以下「懲戒処分」という。)を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。</p> <p>(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第35条 県職員給与条例第4条第7項又は学校職員給与条例第6条第7項の人事委員会規則で定める職員は、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号)別表第1に掲げる支給区分が1種又は2種である職にある職員のうち次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</p> <p>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</p> <p>(3) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</p> <p>(4) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</p> <p>(5) 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの</p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第36条 <u>評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の結果(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第35条各号に掲げる職員(以下「特定職員」という。))のうち人事委員会が別に定める者に対しては、別に定める能力評価及び業績評価の結果。以下「人事評価の結果」という。)</u>がある特定職員の勤務成績に応じて決定される昇</p>

改正前	改正後
<p><u>表第28の9に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。</u></p> <p><u>2 特定職員の昇給区分は、第34条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第3号又は第4号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 勤務成績が特に良好である特定職員 I</u></p>	<p><u>給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第3号ア又はイに掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 人事評価の結果が上位又は中位の段階である特定職員（当該人事評価の結果がいずれも中位の段階である特定職員を除く。）のうち、勤務成績が特に良好である特定職員 次に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分</u></p> <p><u>ア 勤務成績が極めて良好である特定職員 I</u></p> <p><u>イ アに掲げる特定職員以外の特定職員 II</u></p> <p><u>(2) 前号及び次号に掲げる特定職員以外の特定職員 III</u></p> <p><u>(3) 人事評価の結果のいずれかが下位の段階である特定職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた特定職員及び第33条の2に規定する事由に該当した特定職員並びに県職員給与条例第4条第6項後段又は学校職員給与条例第6条第6項後段の適用を受けることとなった特定職員 次に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分</u></p> <p><u>ア 勤務成績がやや良好でない特定職員 IV</u></p> <p><u>イ 勤務成績が良好でない特定職員 V</u></p> <p><u>2 前項の場合において、同項第3号に掲げる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、同号アに掲げる特定職員にあってはIIIの昇給区分に、同号イに掲げる特定職員にあってはIII又はIVの昇給区分に決定することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>勤務成績が良好である特定職員 II</u></p> <p>(3) <u>勤務成績がやや良好でない特定職員 III</u></p> <p>(4) <u>勤務成績が良好でない特定職員 IV</u></p> <p>3 <u>次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>人事委員会の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第4号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） III</u></p> <p>(2) <u>人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 IV</u></p> <p>4 <u>前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がIII又はIVとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（Iの昇給区分を除く。）に決定することができる。</u></p>	<p>3 <u>特定職員が派遣により勤務実績がない等の事情により、人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。</u></p> <p>4 <u>次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>人事委員会の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（第1項第3号イに該</u></p>

改正前	改正後
<p>5 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる特定職員は、昇給しない。</p> <p>6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p> <p>7 一の昇給日において次の各号のいずれかに該当する特定職員の昇給の号給数の合計は、特定職員の定員等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。</p>	<p>当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） <u>IV</u></p> <p>(2) <u>人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 <u>V</u></u></p> <p>5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（I及びIIの昇給区分を除く。）に決定することができる。</p> <p>6 各任命権者において前各項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占める <u>I、II又はIIIの昇給区分（IIIの昇給区分にあつては、人事委員会が定める場合に限る。）</u>に決定する特定職員の数の割合は、おおむね人事委員会の定める割合（以下この項において「分布率」という。）の範囲内とする。ただし、特定職員の職員数が少数である場合等分布率の範囲内とすることにより難しい場合にあつては、分布率を考慮し昇給区分を決定するものとする。</p> <p>7 県職員給与条例第4条第6項又は学校職員給与条例第6条第6項の規定による特定職員の昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第28の9に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>第2項の規定により昇給区分をⅠに決定する特定職員</u></p> <p>(2) <u>第2項の規定により昇給区分をⅡに決定する特定職員であつて昇給の号給数を4に決定するもの</u></p>	<p>8 <u>前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定による号給数が0となる特定職員は、昇給しない。</u></p> <p>10 <u>第7項及び第8項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条第1項に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</u></p> <p>11 <u>一の昇給日において次の各号のいずれかに該当する特定職員の昇給の号給数から3を減じた号給数（特定職員のうち県職員給与条例第4条第8項又は学校職員給与条例第6条第8項の規定の適用を受ける職員（以下「特定昇給抑制職員」という。）にあつては、</u></p>

改正前	改正後
<p>(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第37条 特定職員以外の職員（以下この条において「一般職員」という。）を<u>県職員給与条例第4条第6項又は学校職員給与条例第6条第6項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は、当該一般職員の昇給区分に応じて別表第28の10に定める一般職員昇給号給数表に定める号給数とする。</u></p> <p><u>2 前条第2項から第7項までの規定は、一般職員の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。この場合において、同条第7項中「4」とあるのは、「5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第43条 休職にされ、若しくは<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡</u></p>	<p>昇給の号給数)の合計は、<u>特定職員の職員数が少数である場合を除き、特定職員の職員数等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号の規定により昇給区分をⅠ又はⅡに決定する特定職員</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号の規定により昇給区分をⅢに決定する特定職員であつて、昇給の号給数を4に決定するもの</u></p> <p>(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第37条 <u>前条の規定は、特定職員以外の職員（以下この条において「一般職員」という。）の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。この場合において、同条第7項中「別表第28の9に定める特定職員昇給号給数表」とあるのは「別表第28の10に定める一般職員昇給号給数表」と、同条第11項中「3を減じた」とあるのは「4を減じた」と、「特定職員」とあるのは「一般職員」と、「特定昇給抑制職員」とあるのは「一般昇給抑制職員」と、同項第2号中「4」とあるのは「5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第43条 休職にされ、若しくは<u>地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、</u></p>

改正前

上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第29に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、当該昇給日又はその次の昇給日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 略

別表第17（第6条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～ヌ 略
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～ヤ 略
	略	
略		

備考 略

別表第28の9（第36条関係）

改正後

大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第29に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、当該昇給日又はその次の昇給日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 略

別表第17（第6条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～ヌ 略
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～ヤ 略
	略	
略		

備考 略

別表第28の9（第36条関係）

改正前

特定職員昇給号給数表

昇給区分	I	II	III	IV
昇給の号給数	5以上	2以上4以下	1	0
	1以上	0	0	0

備考 1 この表に定める上段の号給数は県職員給与条例第4条第8項又は学校職員給与条例第6条第8項の規定の適用を受ける職員（以下「昇給抑制職員」という。）以外の職員に、下段の号給数は昇給抑制職員に適用する。

2 IIの昇給区分において上段の号給数に決定する職員の数の割合については、人事委員会の定めるところにより決定するものとする。

別表第28の10（第37条関係）

一般職員昇給号給数表

昇給区分		I	II	III	IV
昇給の号給数	管理職員	6以上	3以上5以下	2	0
	管理職員以外の職員	5以上	4	2	0
	昇給抑制職員	1以上	0	0	0

備考 1 「管理職員」とは、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1に掲げる職にある職員のうち、昇給抑制職員以外の職員であって、次に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ次に定める級の適用を受けるものをいう。

改正後

特定職員昇給号給数表

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	6	2以上4以下	1	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は特定昇給抑制職員以外の特定職員に、下段の号給数は特定昇給抑制職員に適用する。

別表第28の10（第37条関係）

一般職員昇給号給数表

昇給区分		I	II	III	IV	V
昇給の号給数	管理職員	8以上	6	3以上5以下	2	0
	管理職員以外の職員	6以上	5	4	2	0
	一般昇給抑制職員	2以上	1	0	0	0

備考 1 「管理職員」とは、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1に掲げる職（同表の区分の欄が2種（公安職給料表の適用を受ける職に限る。）、3種、4種、5種又は6種である職に限る。）にある職員のうち、一般昇給抑制職員以外の職員であって、次に掲げる給料表の区分

改正前	改正後
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 医療職給料表（一） 3級</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 「管理職員以外の職員」とは、管理職員及び昇給抑制職員<u>のいずれにも該当しない職員をいう。</u></p> <p>3 <u>Ⅱの昇給区分において上段の号給数に決定する職員の数の割合については、人事委員会の定めるところにより決定するものとする。</u></p>	<p>に応じ、それぞれ次に定める<u>職務の級の適用を受けるものをいう。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 医療職給料表（一） 3級<u>又は4級</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 「管理職員以外の職員」とは、管理職員及び<u>一般昇給抑制職員</u>のいずれにも該当しない職員をいう。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。